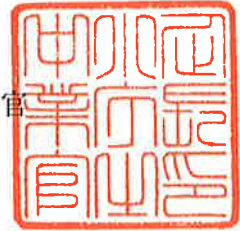


代表者 殿

公正取引委員会



中小企業庁長官



消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和元年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提出物 回答用紙（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
(注) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。インターネット（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentvousa.html>）にも回答用紙を掲載しています。
- 2 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
また、インターネット（<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>）でも回答を受け付けています。
- 3 提出期限 令和2年1月8日（水）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限:令和2年3月31日〕に御注意ください。）
(注) 消費税の税率引上げ後の取組状況を確認するため一定期間を要する場合には、引上げ後の状況が確認できた後に、御回答いただくようお願いいたします。

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（令和2年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-783-731 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

<お詫び> 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円(税抜)の御負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0420も御利用いただけます（通常の電話料金になります）。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくいただけますよう、お願いいたします。

（なお、軽減税率制度については、下記にお問い合わせください。）

「消費税軽減税率電話相談センター」電話番号：0120-205-553

受付時間：平日9時～17時（年末年始を除く。）